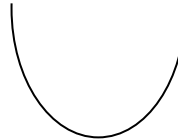


受付欄

屋外広告物許可申請書

副



アドバルーン
広告幕
簡易広告物用

該当するものを○印で囲むこと

					新規	変更	継続												
					令和	年	月	日											
(提出先) 大阪市長 設置者 住所 (〒 -)					(TEL)														
氏名					(担当者:)														
管理者 住所 (〒 -)					(TEL)														
氏名					(担当者:)														
◎管理者が下記の資格者である場合は、該当するものを○印で囲み、資格を証する書面の写しを添付してください。																			
<table border="1"> <tr> <td>ア. 屋外広告士</td> <td>イ. 建築士</td> <td>ウ. 電気工事士</td> <td>エ. ネオン工事に係る特種電気工事資格者</td> </tr> <tr> <td>オ. 電気主任技術者</td> <td>カ. 屋外広告物点検技能講習修了者</td> <td>キ. 広告美術仕上げ技能士</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ク. 広告美術科職業訓練指導員</td> <td>ケ. 広告美術科職業訓練課程修了者</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								ア. 屋外広告士	イ. 建築士	ウ. 電気工事士	エ. ネオン工事に係る特種電気工事資格者	オ. 電気主任技術者	カ. 屋外広告物点検技能講習修了者	キ. 広告美術仕上げ技能士		ク. 広告美術科職業訓練指導員	ケ. 広告美術科職業訓練課程修了者		
ア. 屋外広告士	イ. 建築士	ウ. 電気工事士	エ. ネオン工事に係る特種電気工事資格者																
オ. 電気主任技術者	カ. 屋外広告物点検技能講習修了者	キ. 広告美術仕上げ技能士																	
ク. 広告美術科職業訓練指導員	ケ. 広告美術科職業訓練課程修了者																		
次の屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を許可します。					※大阪市指令建第 号 令和 年 月 日														
大阪市長																			
1. 表示内容																			
2. 設置場所 区 丁目 番号																			
3. ※期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日																			
4. 工事施行者(屋外広告業者) 住所 (〒 -) (TEL)					大阪市の登録番号 又は 特例届出番号														
氏名																			
5. 土地建物の所有者等の承諾 住所 (〒 -) (TEL)																			
氏名																			
6. 種類 アドバルーン 広告幕 簡易広告物(はり紙 はり札等 広告旗 立看板等)																			
7. 形状寸法							数量計												
種類	たて	よこ	面	数量	手数料														
	m	m			円														
					手数料計														
					円														

許可書送付先
設置者・管理者・その他
()

※印欄は記入しないでください

8. 照明の有無

照明＝ 無 有 [ネオン 内部照明 外部照明 その他()]

9. 添付図面

**付近見取図・平面図・立面図(建物に設置する場合は、建築物全体及び設置位置が分かるもの)
意匠図・構造図(基礎の構造、材質、建築物への取付方法等)**

※許可条件

*許可を受けた後の注意事項

1. 設置者、管理者に変更があったときは、5日以内に所定の変更届を提出すること。
2. 広告物が汚染、変色、腐朽または破損したときは、ただちに改修または撤去すること。
3. 許可期間満了後、継続して広告物を表示しようとするときは、所定の許可申請書により、期間満了日の7日前までに、継続の許可を受けること。
4. 許可を受けた広告物を変更しようとするときは、所定の許可申請書により、変更の許可を受けること。
5. 許可を受けた広告物を撤去したときは、所定の撤去届を提出すること。
6. 許可を受けた広告物には必ず許可証票を貼ること。

- 1 この屋外広告物許可について不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この屋外広告物許可については、上記1の審査請求のほか、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この屋外広告物許可書を受け取った（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった）日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。